

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

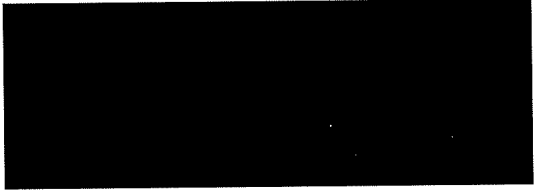

【2. えほんのお部屋ひまわり畑】





2023年 2月 22日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑  
主たる事務所 〒573-0084  
の所在地 大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目6-28  
代表者氏名 中谷章代  
担当者氏名   
連絡先 

## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称  
幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業

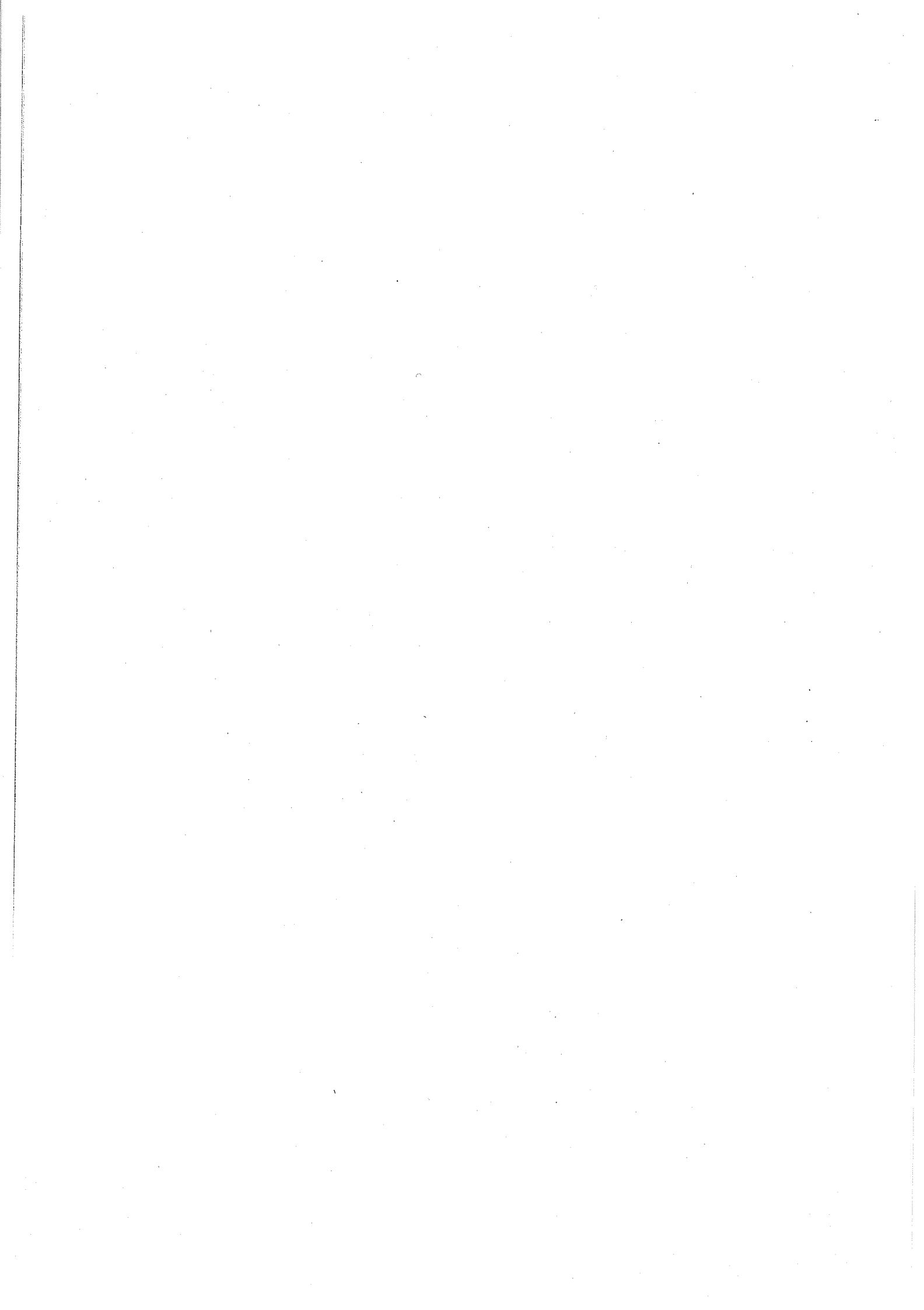
2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等  
別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料  
その他参考となる書類

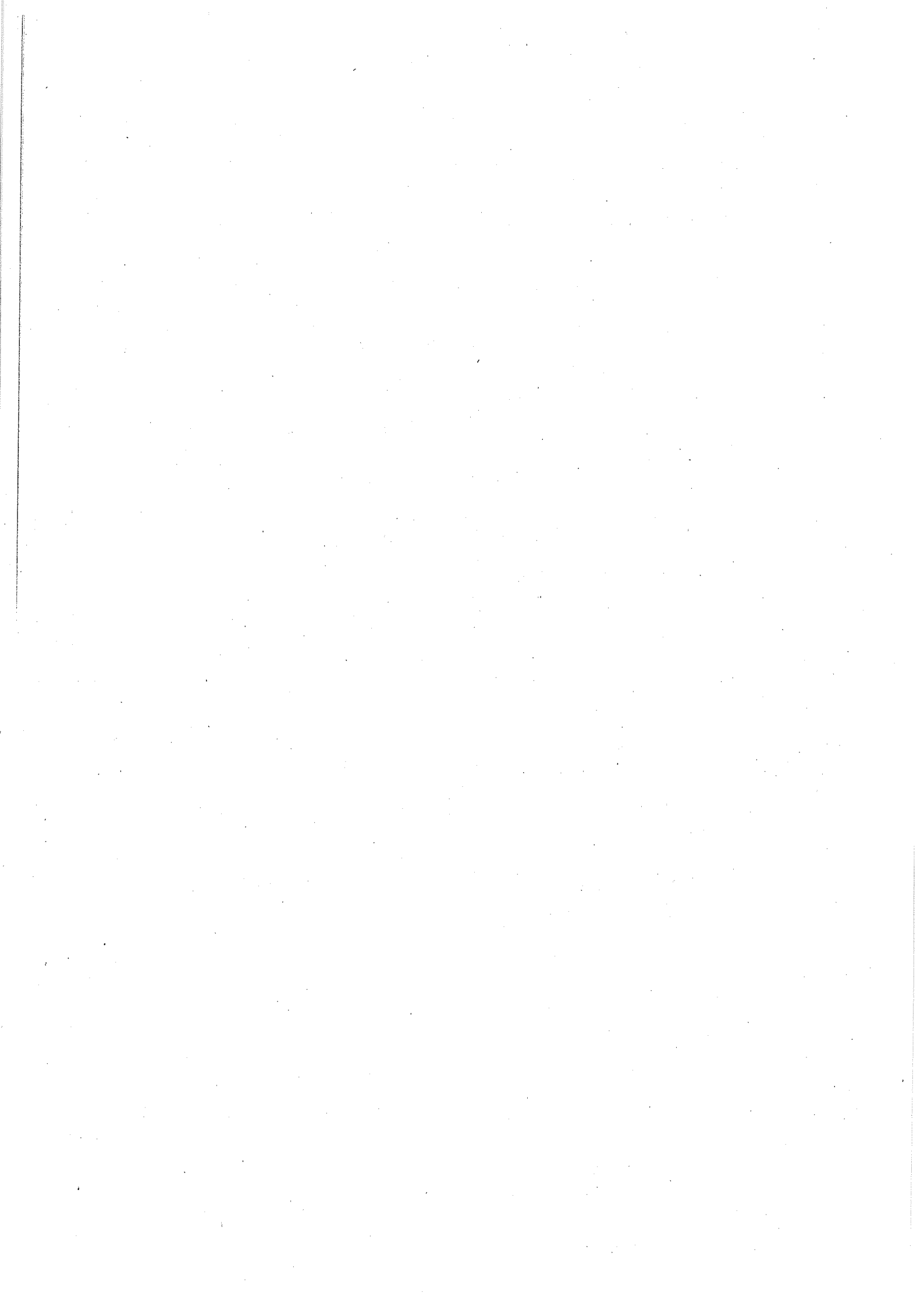


事業計画書

<p>団 体 名</p>	<p>特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑</p>	
<p>事 業 名 称</p>	<p>幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業</p>	
<p>事業実施期間</p>	<p>(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日</p>	
<p>1. 事業の目的</p>	<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p>	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 幼稚園から帰宅後のあそび場の不足を解消する。また、親が自ら学びを探ったり、周りの親とコミュニケーションをとる機会の不足を解消する。</p>
		<p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 幼稚園の保護者から、近隣に遊べる場所ないという声を聴き、親子が同じ年代の親子と会って情報交換ができる場を提供したいと考えた。 保護者がそれぞれ持っているスキルを活かす場と機会を提供したいと考えたため。</p>
<p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 少子化になり、近所にふれあえる同年代の子どもが少なくなったこと、また、親子で行ける施設があまりなく、コロナの影響もあって行きにくくなっている。結婚や出産で孤立した状態が長く続き、身近に周囲に話せる人が少なくなっている</p>		
<p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 親子と一緒に過ごす居場所を提供し、他の保護者と子育てについて話したり、また持っているスキルをお互いの子育てに役立てる機会を提供する。</p>		
<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p>	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 香里ヶ丘周辺の幼稚園児と親の帰園後の、居場所不足を解消する。</p>	
	<p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 &lt;枚方市民への効果&gt; (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 地域の幼稚園児の親子の交流の場所になる。 在室時に、子育てに役立つ食の講座やコミュニケーションを育てるボードゲーム体験や音楽に触れる機会をつくり、豊かな家庭教育の手助けをする。 スキルを活かしたい保護者が、講座などを開催希望する場合、その過程の手助けをする。 &lt;確認方法&gt;(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 毎回参加数の確認をする。日常的に参加者とコミュニケーションを取り、感想や要望を聞く。</p>	
<p>2. 事業内容等</p>	<p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に) 主に香里ヶ丘周辺の入園児と親</p>	
	<p>(2) 事業の実施場所(移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑室内</p>	

	<p>(3) 事業内容</p> <p>4月より毎週火曜日と木曜日にえほんのお部屋ひまわり畑を幼稚園児の親子に開放する。時間は14時半から17時。</p> <p>毎月1回、親子が参加できる料理教室、親子で体験できるボードゲーム会、ウクレレ講座などを開催する。</p> <p>8月 エコラップ作り体験会開催</p> <p>親が自主的に自身が持つスキルを他の親子に教えたいなどの希望があれば、その機会をつくる。</p> <p>随時、外部講師による親子のためのイベントを開催する。</p>
3. 実施スケジュール	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <p>4月 開室開始とイベントの募集・説明開催</p> <p>5月～2024年3月 葉膳・時短料理教室・ボードゲーム会・ウクレレ教室開始</p> <p>7月 エコラップ作り広報</p> <p>8月 エコラップ体験会</p> <p>2024年3月 事業成果の集約 報告</p> <p>その他季節の制作など(ハロウィン、クリスマス等)</p>
4. 事業実施の体制	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)</p> <p>火・木曜日ボランティアスタッフ2名</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数 (例:参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)</p> <p>参加者一日平均3組(6名)×98日 588名</p> <p>*講座に関しては参加者がいないもしくは講師の都合で中止となる場合もあり。</p> <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p> <p>広報として、ひらかた子育て支援ネットワーク、いばしょ よりみち、しょうとく街角ステーション</p>
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)</p> <p>昨年度まで、放課後は小学生だけの居場所として開放してきたが、コロナ禍や、小学校の校庭開放など、利用が減ってきた。今までは14時半までの未就園児の利用の後は、小学生の利用まで幼稚園退園後の利用が出来なかったため、継続的な利用につながらなかった。今回の事業をきっかけに、幼稚園後の居場所として利用を広げ、そのまま小学生の利用に繋げていきたい。</p>
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	<p>これまで、未就園児の親子の居場所として、一時保育や絵本を貸出しなどを行ってきた。長期休みには、幼稚園児も参加できるような夏祭りも開催してきた。今回利用時間を14時半から17時にすることで、帰園後の居場所として地域の親子に利用を広めていく。</p>
7. 事業のPR方法	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)</p> <p>SNSを通じての毎月の広報と毎月発行している「ひまわりママタイムズ」にてPRしていく。</p>

<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <del>無し</del> (本補助金のみ)  助成金等の名称 ( )  申請中の場合、申請結果が確定する予定日 ( 令和 年 月 頃の見込み)</p>
<p>9. その他  ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<p>8月開催の「エコラップ体験会」は参加親子に気軽に始められるエコを体験してもらう。  毎月の菓膳・時短料理教室は菓膳講師に身体づくりに大切な食事をなるべく簡単に時短でできる方法を知ってもらう。  ボードゲームは今までひまわり畑で小学生に遊ばせてもらっていましたが、今後は家庭でのコミュニケーションに利用して貰えるよう、親子で体験してもらう。  どの内容も、幼稚園児とに帰園後の時間をどう過ごしていいか、関わり合いに困難を感じている親子の助けになるものとして知ってもらいたい。  ひまわり畑として、未就園児から継続的な保護者とかかわりを続けていく為の取り組みにしたい。</p>





事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

補助対象事業の名称：	幼稚園退園後の親子の居場所づくり事業
------------	--------------------

事業実施期間： 2023年 4月～ 2024年 3月

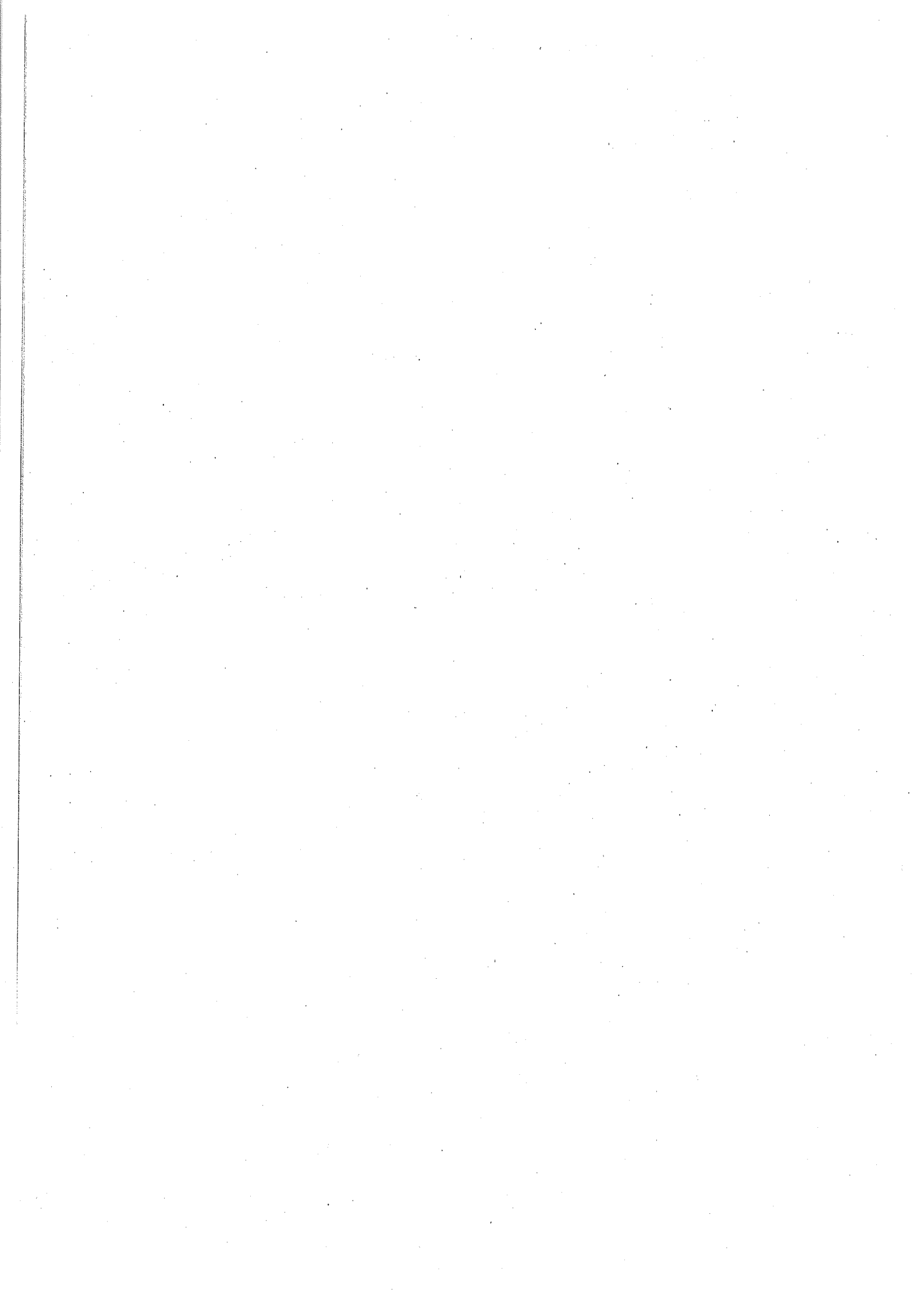
【収入の部】 (単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	20,860	
会費	24,000	会員会費 20人×1200円
料理教室参加費	33,000	料理講座参加費 600円×5組×11回
		(料理の参加費は参加者が実費を負担する)
合計 (C)	377,860	

【支出の部】 (単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	ボランティア人件費	245,000 毎週火・木98日(14:30~17:00) 245時間×2名×500円
	講師料 (菓膳・時短料理教室)	33,000 3000円×11回(参加者不在・講師都合による中止の場合あり)
	講師料 (ウクレレ教室)	22,000 2000円×11回(参加者不在・講師都合による中止の場合あり)
	講師料 (ゲームコーディネーター代)	22,000 2000円×11回(参加者不在・講師都合による中止の場合あり)
	菓膳・時短料理材料費	33,000 3000円×11回(参加者数により変動あり)
	広報印刷費	660 コピー用紙等
	講師料 (エコラップ講師)	10,000 10000円×1回
	菓膳・時短料理消耗品費	5,000 ラップ・チャック付きポリ袋・アルミホイル・タッパー・ゴミ袋等
	製作費	7,200 折り紙・画用紙・シール等 (600円×12ヶ月)
小計 (E)	377,860	
補助対象外経費		
小計	0	
合計 (D)	377,860	

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。  
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。  
(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑  
幼稚園児退園後の親子の居場所づくり事業 紹介

2022年4月～2023年2月までのえほんのお部屋ひまわり畑の利用状況

ひまわり会員…73人(新規33人 更新40人)

内2歳(プレ幼稚園に入園)…9人

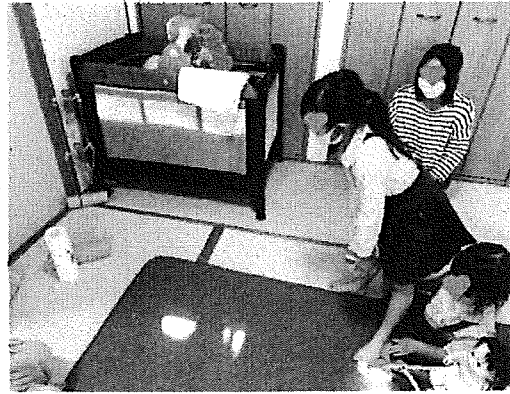
内3歳(年少に入る)…17人

来客数…延べ999人(大人438人 子ども561人)

内2歳児…160人

内3歳児…76人

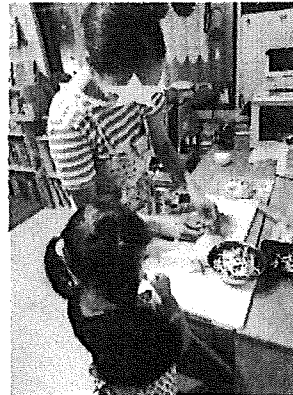
内4・5・6歳児…93人(すでに幼稚園入園済み)



幼稚園から帰ってきて、そのまま遊びに来た幼稚園児 ひまわり畑には幼稚園児にも必要な絵本も沢山あります。

【実施内容】

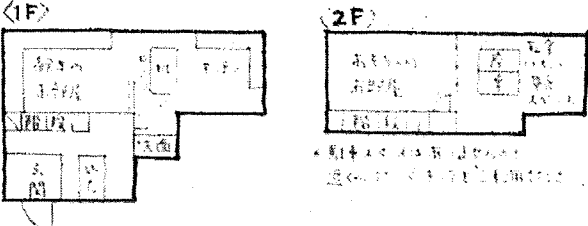
今まで子ども達だけで開催してきたイベント講師を中心に今後は親子参加型にチャレンジしてもらいます。



ひまわり会員について

- ①ほっとルームを無料で利用できます。(会員以外は200円/1日)
- ②お留守番ルームを利用できます。
- ③絵本やアパロクゲーム、保育・子育ての本を借りられます。
- ④子どもと合った絵本遊びの手引きや、サークルへの出張絵本講座、ふれあい遊び講習会などの研修もできます。
- ⑤講座・イベントに、ひまわり畑のお部屋を利用できます。
- ⑥ひまわり畑主催のイベントに参加できます。詳細は、HPをご覧ください。
- ☆会費…半年会費600円(4月～9月、10月～3月)

えほんのお部屋 ひまわり畑は、2012年3月3日にNPO法人パートナーズより生まれ、2018年12月12日に特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑として、温かく愛しい気持ちで、地域の親子に寄り添いながら、お母さん子どもも、ほっとひとりでできるような居場所づくりを目指して活動しています。



<ひまわり畑 施設長> 中谷 恵代  
(保育士・NPO法人「ほっと子育て」センター絵本講師)  
<アドバイザー> 金澤 栄子  
(元公立保育所所長・NPO法人「ほっと子育て」センター絵本講師)  
\*ホップステップ・アスタッシュ「ひまわりママ」なごみ。お話を聴いて、いただきます。  
【ひまわり畑会費】1口3000円(5口まで) 無料です。



毎日一杯頑張っているお母さんを応援したい…  
そんな想いで、ひまわりママがお持ちしています。

〒573-0064  
大阪府枚方市善徳ケ丘12丁目6-28  
(京阪バス「新善徳」バス停より徒歩5分)  
090-6739-7064  
2022年10月  
特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑



親子でほっと ほっとルーム

毎週月～木曜日の10:30～14:30  
ひまわり畑のお部屋を開放しています☆

☆絵本講師が集めたたくさんのお絵本、おもちゃでゆっくりできます。  
☆お昼ご飯やおやつの持ち込み自由です。(レンジで温められます)

ほっとルーム

ひとりでも、親子でも安心して遊べる場所です。  
ぜひ、お昼にゆっくり過ごしてください。  
月～木曜 10:30～14:30  
\*ひまわり畑会費が必須です。  
1歳後 600円/半年  
\*絵本やおもちゃが好きな方へです。  
\*絵本を借りて帰ることもできます。

わくわくにはおてあがり絵本の会

子どもとのふれあいの仲立ちをしてくれる絵本。  
絵・音・リズムを、親子一緒に楽しんでください。

ふれあいいいルーム 「えほんのお部屋ひまわり畑」 (善徳ケ丘図書)	第2・第4金曜日 10:00～12:30	予約不要 8組 無料
絵本で子育て「いっしょにほら (絵本遊び)」	第2月曜日 変更あり 13:30～14:30	予約要(絵本遊び) 無料
おやこのひろば ひまわり (おやこのひろば)	第2水曜日 10:30～11:30	予約要 6組 無料

\*月により多少予定が変わる場合があります。毎月のひまわりママタイムスでご確認ください。

気持ちのいいお母さんのほっとルーム

ひまわり畑 子ども食堂	第1・3金曜日 17:00～18:00 *予約不要	ひまわり畑の図書で読みたい絵本を自由に借りられます。 お昼ご飯も、おやつも、飲み物も、お持ち込み自由です。
お留守番ルーム お茶会	平日 月～金曜日 17:00～17:30 *予約不要	子どもと読みたい絵本を自由に借りられます。 お昼ご飯も、おやつも、飲み物も、お持ち込み自由です。
おやこの ルーム	平日 月～金曜日 17:30～20:00 長期休日はお休みです。	おやこのひろば(おやこのひろば)です。おやこのひろば (500円/1食)を併用できます。おやこのひろば 500円/1食、おやこのひろば500円/1食

一時預かり保育 おるすばんルーム

★ブチプラン保育もご利用できます。曜日固定の1日4時間以上ご利用できます。  
平日 月～金 9時～17時、月曜日休館です。  
★ご利用は、ひまわり畑会費への入金と、おるすばん保育費(500円/1食)が必要です。  
★対象年齢 0歳～未就学児(最大人数 5人)  
★返事 お弁当をご用意ください。  
★お部屋の月間保育はお問合せ下さい。  
★イベントなどでお預かりできない場合があります。

家庭的な保育で、お母さんがご用事の時  
安心して預けていただけます☆

料金表(月～金曜日) 記載以外の日時については、ご相談ください。

9:00～17:00	200円/1食
8:00～9:00 17:00～18:00 (おやすみの保育プラン)	200円/1食
月・火・水曜日 10:00～12:00	1000円/12食

兄弟姉妹でご利用される場合は、下のお子さんが3歳以上で上のお子さんの料金は200円/時間引きします。



# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 令和3年度事業報告書

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

## I 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## II 事業の成果

引き続きコロナ禍の中、手探りではあるが地域の親とのつながりを深め、未就園児から小学生までの子どもが安心安全に過ごせる居場所を提供できた。また、昨年度から引き続き枚方市保健センター各種事業における保育業務委託の事業も受注し、コロナの為、当初の計画からかなりの減少があったものの、医療または福祉の増進を図る活動の一時預かり保育事業として無事コーディネートすることができた。今年度は一般社団法人 SDGs 事業推進機構の協力でスタッフに SDGs に対する意識向上に努めた。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1)(事業名) 親子が集う広場事業

(内容) ほっとルームでは施設の解放を行い、親子の居場所作りに努めた。地域の商業施設やふれあいルームでの読み聞かせはコロナの為実施回数を減らしての開催ではあったが、絵本の読み聞かせを行い、子育ての悩みや不安に耳を傾け、気持ちのつながりを大切に、必要に応じて他機関につなげるなど、利用者の安らげる時間を作るように積極的に務めた。今年度から企業主導型保育園みんなのピーゴ保育園に絵本の貸出しやお勧め絵本の紹介などのコーディネート業務を開始した。また SDGs の教育をスタッフに定期的に受けるようにした。  
コロナの為行き場の無くなったお母さんや子どもの為に、ふれあいファンドの基金を活用させていただき、お母さんにはヘッドスパを、幼児にはゲームや制作、お菓子釣りなどの夏祭りや、ハロウィン、クリスマス等のイベントを開催し、地域の親子の憩いの居場所を作ることができた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑、香里ヶ丘図書館、商業施設

(実施日時) ほっとルーム:平日月曜～木曜 10:30～14:30

出張絵本の広場 (りっぷる 10回 ふれあいルーム 21回、絵本講座 13回)

(事業の対象者)未就学の親子

(収益) 4,297,211円(個人寄付金50万含む)

(費用) 3,003,680円(管理費 諸経費95,141円含む)

#### (2)(事業名) 子どもの居場所づくり事業

(内容) 「あおむし」では小学生が放課後自由に来室し、室内で勉強したり、絵本やゲーム遊びをするのを見守り、必要に応じて友達同士の係りに助言や遊びの補助を行った。夏休みにはコリントゲームを作ったり、子ども達が楽しめるようなイベントも開催した。学童のお預かりも実施し、安心して過ごせる場所作りに努めた。  
子ども食堂では子どもは無料でお弁当の配布を行い、子どもと繋がり続けるように努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) ひまわり畑子ども食堂:毎月2回(第1、第3)金曜 17:00～19:00

あおむし:平日月曜～金曜 放課後～17:30

学童：平日月曜～金曜 9:00～10:30・17:30～20:00

(事業の対象者)近隣の子どもとその親

(収 益) 1,125,635 円

(費 用) 1,412,531 円(管理費 諸経費 95,141 円含む)

(3)(事業名)一時預かり保育事業

(内 容) 子どもを気軽に預けられる家庭的な保育施設として、急な依頼にも保護者が安心して預けられる保育の場作りに努めた。特に今年度は幼児や小学生などへのコロナ感染が多かった為、延長保育等を断られた子どもや一時預かりを断られた子ども達の受け入れ先として活用してもらえた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) 一時預かり：平日月曜～金曜 9:00～17:00

必要に応じて、早朝、土曜。

(事業の対象者)未就学児

(収 益) 371,914 円

(費 用) 372,375 円(管理費の件費 226,924 円、諸経費 95,139 円含む)

2. 営利活動にかかわる事業

(1)(事業名)一時預かり保育事業(保健センター)

(内 容) 保健センターにおける「親子教室・離乳食講習会・子育て講演会」に参加する方のお子さんの保育を保健センターの依頼により行う。

(実施場所) 保健センター

(実施日時) 平日月～金 保健センターが指定する日時

(事業の対象者)未就学児

(収 益) 1,172,850 円

(費 用) 1,196,352 円

IV 社員総会の開催状況

通常(臨時)総会

(日 時) 2021年6月11日 10時30分から10時46分

(場 所) えほんのお部屋ひまわり畑とライン

(社員総数) 18名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者1名、書面議決者7名)

(内 容) 2020年活動及び事業報告承認の件

2021年度の事業及び活動計画の承認の件

議事録書名人の選任

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会 2021年4月20日

第2回理事会 2021年4月21日

第3回理事会 2021年5月26日

第4回理事会 2021年7月7日

第5回理事会 2021年7月12日

第6回理事会 2021年10月6日

第7回理事会 2022年3月19日

第1回定例会 2021年6月11日



活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	営利活動事業 (保健センター)	合計
<b>I 経常収益</b>			
1.受取会費			
正会員受取会費	42,600		
賛助会費受取会費	34,800		77,400
2.受取寄付金			
受取寄付金(子ども食堂)	240,000		
受取寄付金(その他)	547,800		787,800
3.受取助成金			
受取公的助成金(親子が集う広場)	280,000		
受取公的助成金(子育て居場所)	715,600		
受取公的助成金(一時預り-コト)	259,000		1,254,600
4.事業収益			
事業収益(別紙)	3,674,950		3,674,950
保健センター売上	0	1,172,850	1,172,850
5.その他収益			
受取利息	10		10
経常収益計	5,794,760	1,172,850	6,967,610
<b>II 経常費用</b>			
1.事業費			
(1)人件費			
事業費 給与	226,924	413,742	640,666
事業費 給与(保健センター)		602,250	602,250
事業費 謝金	920,630		920,630
事業費 旅費交通費	236,540	52,570	289,110
事業費 法定福利費	0	4,617	4,617
人件費計	1,384,094	1,073,179	2,457,273
(2)その他経費			
事業費 消耗品	638,655	1,089	639,744
事業費 保険料	18,000	39,200	57,200
事業費 通信費	5,848	31,084	36,932
事業費 会議費	42,880		42,880
事業費 教育費	2,410,500	51,800	2,462,300
事業費 支払手数料	3,190		3,190
その他経費 計	3,119,073	123,173	3,242,246
2.管理費			
その他経費			
管理費 福利厚生費	16,500		16,500
管理費 消耗品費	7,035		7,035
管理費 通信費	119,365		119,365
管理費 組合費	11,000		11,000
管理費 水道光熱費	130,644		130,644
管理費 支払手数料	875		875
その他経費 計	285,419		285,419
経常費用計	4,788,586	1,196,352	5,984,938
当期経常増減計	1,006,174	△ 23,502	982,672
税引前当期正味財産増減額	1,006,174	△ 23,502	982,672
法人税等		70,000	70,000
当期正味財産増減額	1,006,174	△ 93,502	912,672
前期繰越正味財産額			951,123
次期繰越正味財産額			1,863,795

事業別損益の状況

科目	事業①				事業②				事業③		合計
	親子が集う 広場事業	親子が集う ふれあい	親子が集う 社協	親子が集う ふれあいカン	子育て居場所 あおむし	子育て居場所 子ども食堂	子育て居場所 子ども翼く	一時預かり	営利活動でないもの計	営利活動(保健セク)	
【経常収益】											
受取会費	77,400								77,400	0	77,400
受取寄付金	505,051					282,435	314		787,800	0	787,800
受取公的助成金		120,000	100,000	60,000	240,000	405,600	259,000		1,254,600	0	1,254,600
事業収益	3,429,650			5,100	99,500	28,100	112,600		3,674,950	0	3,674,950
保健セク売上									0	1,172,850	1,172,850
受取利息	10								10	0	10
経常収益計	4,012,111	120,000	100,000	65,100	339,500	716,135	371,914	5,794,760	1,172,850	1,172,850	5,967,610
【経常費用】											
事業費 給与							226,924	226,924	413,742	0	640,666
事業費 給与(保健セク)								0	602,250	0	602,250
事業費 法定福利費								0	4,617	0	4,617
事業費 謝金	80,730	36,900		40,000	696,500	66,500		920,630	0	0	920,630
事業費 旅費交通費		5,100	152,040	29,000		50,400		236,540	0	0	289,110
事業費 人件費	80,730	42,000	152,040	69,000	696,500	116,900	0	1,384,094	1,073,179	0	2,457,273
事業費 消耗品	16,942	77,728	3,718	14,463	10,492	412,981	70,019	638,655	1,089	0	639,744
事業費 保険料							18,000	18,000	39,200	0	57,200
事業費 通信費	5,568		280					5,848	31,084	0	36,932
事業費 会議費	42,880							42,880	0	0	42,880
事業費 教育費	2,400,000				10,500			2,410,500	51,800	0	2,462,300
事業費 支払手数料	3,190							3,190	0	0	3,190
事業費 経費	2,468,580	78,008	3,718	14,463	10,492	423,481	70,019	3,119,073	123,173	0	3,242,246
事業費 計	2,549,310	120,008	155,758	83,463	706,992	540,381	277,236	4,503,167	1,196,352	0	5,699,519
管理費 福利厚生費								16,500			16,500
管理費 消耗品費								7,035			7,035
管理費 組合費								11,000			11,000
管理費 通信費								119,365			119,365
管理費 水道光熱費								130,644			130,644
管理費 支払手数料								875			875
管理費 経費								285,419	0	0	285,419
管理費(3等分掛分)			95,139	95,139			95,139	285,419			285,419
経常費用計	3,003,680	3,003,680	3,003,680	3,003,680	3,003,680	3,003,680	3,003,680	4,788,585	1,196,352	1,196,352	5,984,938
当期経常増減額			1,293,531	1,293,531				1,006,174	△ 23,502	△ 23,502	982,672

2021年度 計算書類の注記

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

内容	金額	算定方法
事務員 (パート)	992 円/時間	単価は大阪府最低賃金によって算定しています。
保健センター保育士	1100 円/時間	単価は保育士との労働条件通知兼雇用契約書に基づく。
ボランティア (法人内)	早朝～9時まで 500 円/時間 9時～15時00分まで 200 円/時間 15時～17時30分 500 円/時間(あおむし対応) 17時30分以降 800 円/時間 (交通費は実費を支給)	単価は当法人規約の「手当に関する規約」より算定しています。
ボランティア (出張ひろば運營業務)	500 円/回 (交通費は実費を支給) ふれあいルームは 600 円/回(交通費 100 円含む)	
ボランティア (子ども食堂)	500 円/回 (交通費は実費を支給)	

【使途等が制約された寄付金等の内訳】

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

(単価：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
子どもの居場所作り推進事業補助金(子ども食堂) 公的寄付金	0	405,600	405,600	0	
子どもの居場所作り推進事業補助金(子ども食堂) 民間寄付金	0	282,435	148,334	176,536	匠育英会・イエローレシート
NPO 活動応援基金	0	240,000	240,000	0	
ふれあいルーム助成金	0	120,000	120,000	0	
ふれあいファクト助成金 (ほっとルーム)	0	60,000	60,000	0	
社協助成金 (ほっとルーム)	0	100,000	100,000	0	
子ども輝く未来基金	0	70,000	70,000	0	
新型コロナウイルス感染拡大防止 対策支援事業補助金	0	259,000	259,000	0	

# 貸借対照表

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	67,630		
当座預金（郵貯振替）	53,383		
普通預金（郵貯総合）	1,566,733		
売掛金	55,125		
未収金	499,000		
流動資産合計		2,241,871	
資産合計			2,241,871
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	306,976		
仮受金	1,100		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		378,076	
負債合計			378,076
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		951,123	
当期正味財産増減額		912,672	
正味財産合計			1,863,795
負債及び正味財産合計			2,241,871

# 財産目録

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
手持現金	67,630		
当座預金(郵貯振替口座)	53,383		
普通預金(郵貯総合口座)	1,566,733		
売掛金(保健センター)	55,125		
未収金(放課後の子どもの居場所補助金)	240,000		
未収金(コロナ感染拡大防止対策支援事業補助)	259,000		
流動資産合計		2,241,871	
資産合計			2,241,871
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金(給与3月分)	106,976		
未払金(SDGS事業推進機構)	200,000		
仮受金(R4正会員会費)	600		
仮受金(R4あおむし事業収益)	500		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		378,076	
負債合計			378,076
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		951,123	
当期正味財産増減額		912,672	
正味財産合計			1,863,795
負債及び正味財産合計			2,241,871



# 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目6番28号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと子育て世代の親に寄り添い、その育ちに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 親子が集う広場事業
  - ② 子育て居場所づくり事業
  - ③ 一時預かり保育事業
  - ④ 絵本や手作り雑貨販売事業
  - ⑤ その他目的を達する為に必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5名以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。



- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも

も会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中 谷 章 代
副理事長	坂 本 真 理
副理事長	森 田 明 美
理事	西 川 典 子
監事	窪 堀 裕 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 正会員入会金  | なし                      |
| 正会員会費       | 月額 200円                 |
| (2) 賛助会員入会金 | なし                      |
| 賛助会員会費      | 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。 |
| (3) 利用会員    | 月額 100円                 |